

安達太良山の噴火警戒レベル判定基準

令和元年9月25日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や地殻変動など、マグマ上昇を示す現象 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合</p>
3	<p>【居住地域の近く（火口から概ね2.5km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から1kmを超え2.5km以内に飛散する噴火 <p>【居住地域の近く（火口から概ね2.5km以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○レベル2の基準の現象が発生している中で、さらに次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震や火山性微動の更なる急増および規模（振幅）の増大 ・山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル2よりも規模大） ・噴火活動（レベル2相当）の活発化 ・火砕流・火砕サージを観測 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動に活発化の傾向がみられない場合</p>
2	<p>【火口周辺（火口から概ね1km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○次の現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散する噴火 <p>【火口周辺（火口から概ね1km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象が複数項目観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加（30回以上/24時間） ただし、地震の発生場所や深さを考慮する ・低周波地震の増加もしくは火山性微動（微小なものを除く）の発生 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動 ・活発な噴気活動、地熱域の拡大、顕著な地温の上昇など熱活動の活発化 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなった、あるいは、地震活動が活発化前の状態に戻る傾向が明瞭になり、地殻変動、噴気活動、熱活動に活発化の傾向がみられなくなった場合</p> <p>なお、活発化前の状態に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す</p>

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する噴石のこと。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（引き下げるときも同様）。
- ・レベル5からレベルを下げる場合には、原則としてレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。